

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

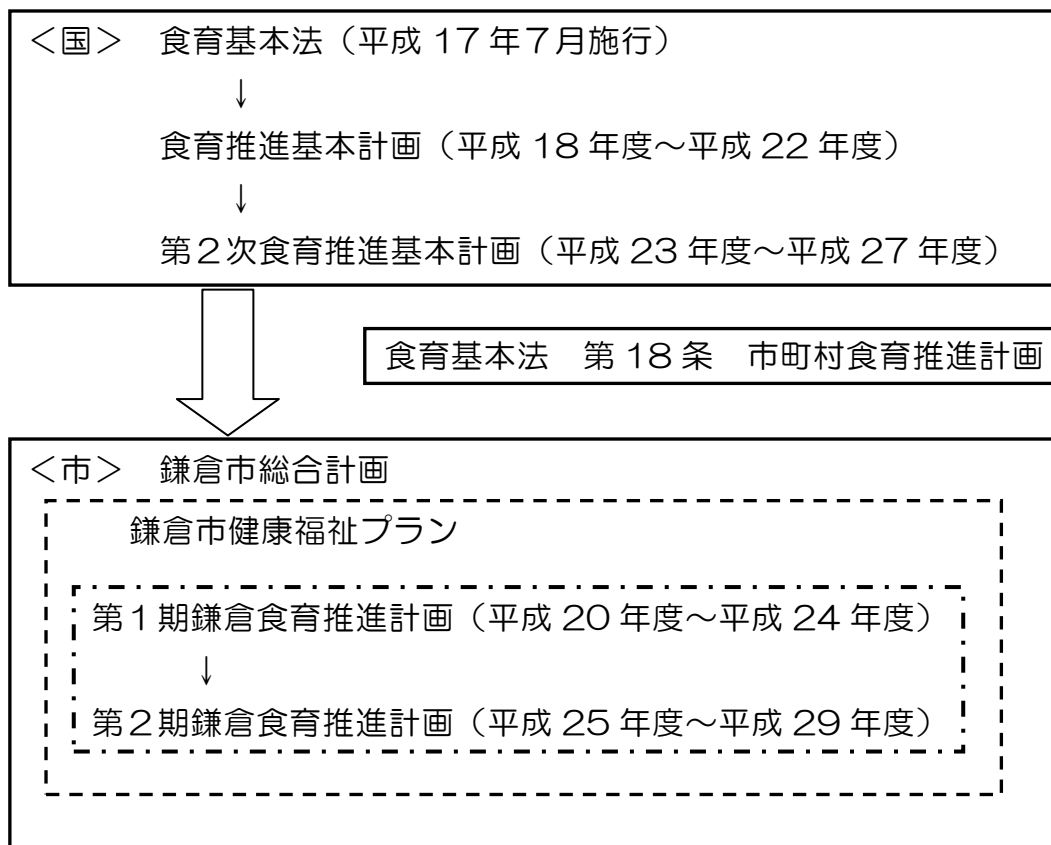
鎌倉市では、平成 17 年の食育基本法の制定をうけ、平成 20 年度から 24 年度までの5年間を計画期間として、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 20 年 3 月に第 1 期鎌倉食育推進計画を策定し、食育に取り組んできました。

その結果、市民の方の食に関する意識の向上が図られたものと考えています。今年度で計画期間は終了しますが、今後とも一層の食育の推進を図っていくため、第 2 期鎌倉食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第 1 期鎌倉食育推進計画（平成 20 年 3 月策定）に引き続き、食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

また、本市「第 3 次鎌倉市総合計画」の個別計画として策定した「鎌倉市健康福祉プラン」など他の行政計画と連携するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間です。

計画期間の最終年である平成 29 年度には見直しを行い、本市における食育の評価をしながら、その後の計画について考えていくこととします。

なお、社会情勢の変化などによって、計画期間内においても見直しが必要になった場合には、随時見直しを行います。

4 市民意識調査について

本計画を策定するにあたり、食育に対する根本的な意識・関心度も含めた基礎データを得るために「食と健康に関するアンケート調査」を行いました。

アンケートは、未就学児（保護者回答）から 70 歳代までの市民を対象に調査票を 3 種類作成し、基本情報（属性）、食の状況、健康観、身体活動や休養等の生活習慣などの調査を実施しました。

調 査 名	食と健康に関するアンケート調査
対象及び人数	住民基本台帳上での、調査対象年齢区分から無作為に選んだ 3,000 人 ①保育園・幼稚園年長組（5 歳～6 歳）の保護者 600 人 ②小学校 3 年生（8 歳～9 歳） 600 人 ③小学校 6 年生（11 歳～12 歳） 600 人 ④中学校 2 年生（13 歳～14 歳） 300 人 ⑤中学校 3 年生（14 歳～15 歳） 300 人 ⑥20 歳～70 歳代（20 歳～79 歳）*①の対象者を除く 600 人
回 答 人 数	1,208 人（回収率 40.3%）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
調 査 期 間	平成 23 年 1 月 27 日～平成 23 年 2 月 7 日

